

幕別町保育料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第4条 略 (町立保育所等副食材料費)</p> <p>第5条 町長は、町立保育所等副食材料費を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき<u>3,600円</u>。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に<u>180円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき<u>4,500円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に<u>180円</u>を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第6条～第11条 略</p>	<p>○幕別町保育料条例 (平成27年3月20日 条例第11号)</p> <p>第1条～第4条 略 (町立保育所等副食材料費)</p> <p>第5条 町長は、町立保育所等副食材料費を徴収するものとし、その額は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき<u>3,920円</u>。ただし、幕別町立認定こども園条例第4条第2項第2号から第4号までの休業日がある月においては、当該月の教育の提供を行う日の合計日数に<u>196円</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 1月につき<u>4,900円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる子どもの場合であって、教育の提供を行わない日において副食の提供を受けた場合は、その合計日数に<u>196円</u>を乗じて得た額を同号に掲げる額に加算するものとする。</p> <p>3～5 略</p> <p>第6条～第11条 略</p>